

取手市告示第41号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、取手都市計画高度利用地区を変更したので、同法第20条第1項の規定に基づき告示し、同条第2項の規定に基づき、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

令和8年2月27日

取手市長 中村



- 1 都市計画の種類  
高度利用地区
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
取手市新町二丁目の一部
- 3 都市計画の縦覧場所  
取手市 都市整備部 都市計画課

取手都市計画高度利用地区の変更について

(取手市決定)

取手都市計画高度利用地区の変更（取手市決定）

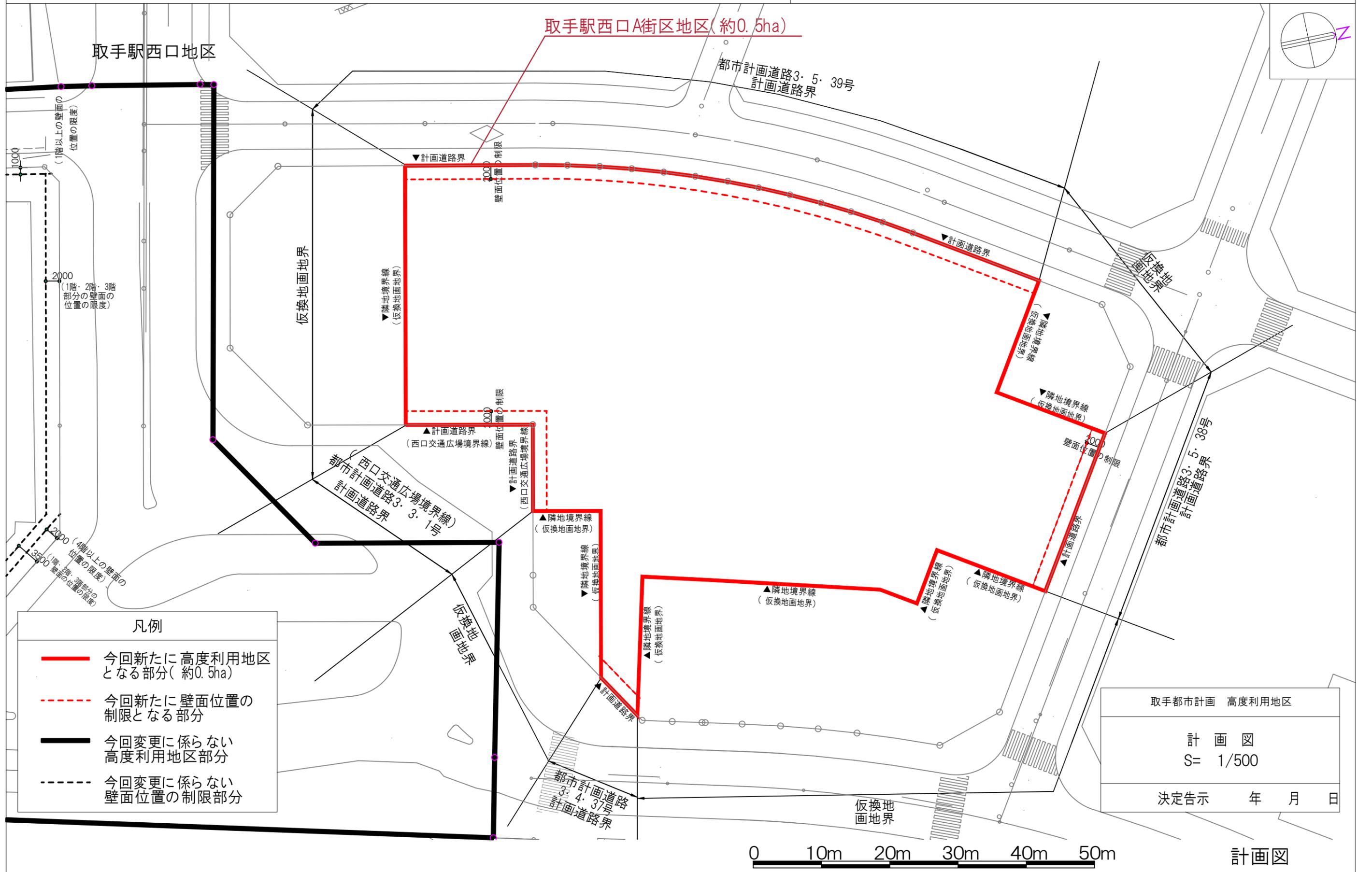
都市計画高度利用地区を次のように変更する。

種類	面積	建築物の容積率の最高限度	建築物の容積率の最低限度	建築物の建蔽率の最高限度	建築物の建築面積の最低限度	備考
高度利用地区 (取手駅西口地区)	約 1.2ha	60/10 以下	30/10 以上	10/10 以下	300 m <sup>2</sup> 以上	壁面の位置の制限 (昭和 55 年 10 月 6 日 取手市告示第 27 号)
高度利用地区 (取手駅西口 A 街区地区)	約 0.5ha	50/10 以下	20/10 以上	8/10 以下	300 m <sup>2</sup> 以上	今回決定地区 (注 1) (注 2)
合計	約 1.7ha					
<p>(注 1) 建築物の建蔽率の最高限度は、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 53 条第 3 項第 1 号又は第 2 号のいずれかに該当する建築物にあつては 1/10 を加え、同項第 1 号及び第 2 号に該当する建築物又は同条第 6 項第 1 号に該当する建築物にあつては 2/10 を加えたものとする。</p> <p>(注 2) 計画図に示す壁面の位置の制限を超えて、建築物の壁又はこれに代わる柱を建築してはならない。 ただし、次のいずれかに該当する建築物については、この限りでない。</p> <p>(1) 公益上必要なもの (2) 上空に設けられるデッキ、階段その他これらに類するもの</p> <p>なお、壁面の後退により確保される空地は、道路と一体として確保するものとする。</p>						

「位置、区域及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

理由：取手駅西口 A 街区地区第一種市街地再開発事業の決定に伴い、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、高度利用地区を変更する。





取手駅西口A街区地区(約0.5ha)

取手駅西口地区

都市計画道路3・5・39号  
計画道路界

仮換地面地界

▲隣地境界線  
(仮換地面地界)

▲計画道路界  
(西口交通広場境界線)

▲計画道路界  
(西口交通広場境界線)

▲隣地境界線  
(仮換地面地界)

▲計画道路界

▲隣地境界線  
(仮換地面地界)

▲隣地境界線  
(仮換地面地界)

1000  
(1階以上の壁面の  
位置の限度)

2000  
(1階・2階・3階  
部分の壁面の  
位置の限度)

2000 (4階以上の壁面の  
位置の限度)  
13500 (階・隣・3階部分の  
壁面の位置の限度)

凡例

- 今回新たに高度利用地区となる部分(約0.5ha)
- - - 今回新たに壁面位置の制限となる部分
- 今回変更に係らない高度利用地区部分
- - - 今回変更に係らない壁面位置の制限部分

取手都市計画 高度利用地区

計画図  
S= 1/500

決定告示 年 月 日

0 10m 20m 30m 40m 50m

計画図